

次のとおり一般競争入札(制限付き)を執行するので、大洲市契約に関する規則(平成 17 年大洲市規則第 54 号。以下「規則」という。)第 3 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

大 洲 市 長 二 宮 隆 久

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 大港第 3 号
- (2) 工 事 名 長浜港内港埋立工事
- (3) 工事場所 大洲市長浜
- (4) 工事概要 内港埋立 A=8.4ha (V=808,400 m³)
押土 V=182,093.0 m³ 仮設排水管 L=52.0m
汚濁防止膜工 L=251.6m 構造物取壊し V=1,045.7 m³
- (5) 工 期 工事請負契約の成立日の翌日から令和 14 年 2 月 27 日まで
- (6) 予定価格 287,800,000 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (7) そ の 他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事の入札は、大洲市電子入札運用基準(平成 26 年 7 月 1 日制定。以下「運用基準」という。)に基づくシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、電子入札システム利用者登録済みの者が、システム障害等やむを得ない理由により紙入札を希望する場合は、市長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

ウ この公告の工事の入札には、大洲市低入札価格調査制度実施要領(平成 17 年 1 月 11 日制定。以下「低入札価格調査要領」という。)に基づく低入札価格調査制度を適用する。

エ この公告の工事においては、工事請負契約の成立日の翌日から 2(10)の監理技術者又は主任技術者の配置を要する。

オ この公告の工事において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 26 条第 3 項第 2 号の規定による監理技術者の兼任を予定している場合又は建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 2 項の規定による主任技術者の兼任を予定している場合は、3 の入札参加の申込みをするまでに、兼任する他の工事の発注者の承諾を得なければならない。

カ この公告の工事は、大洲市週休 2 日確保工事試行要領(令和 5 年 11 月 1 日制定)に基づく通期の週休 2 日確保工事であり、現場閉所日の確保、実施方法及びその他の取り扱いについては、同要領の規定による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者で、3 の入札参加の申込みを行い、入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱(平成 17 年大洲市告示第 22 号。以下「競争入札資格審査要綱」という。)に基づき、令和 7・8 年度の競争入札参加資格において、土木一式工事の認定を受けている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことを含む。)
- (3) 公告日から落札者の決定の日までの間に、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 17 年大洲市要綱第 106 号)の規定により入札参加資格停止期間中でない者
- (4) 次に掲げる規定による届出の義務を履行している者(当該届出の義務がない者を除く。)
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 条)第 48 条
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条
 - ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でない者
 - 商 号：復建調査設計株式会社
 - 所在地：広島県広島市東区光町二丁目10番11号
- (7) この公告の工事の入札に参加しようとする他の者との間に、資本関係若しくは人的関係を有する者でない者
- (8) 法第 3 条第 2 項に規定する建設工事の種類のうち、土木工事業の許可を受けている者
- (9) 公告日現在において、大洲市内に本店を有し、かつ大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱第 7 条に基づく、令和 8 年度大洲市建設工事等発注標準の土木関係における格付基準で A 等級業者に格付されている者
- (10) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができる者

ア 法の定めるところにより「土木工事業」の監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する者

イ 監理技術者にあつては、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習終了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者

ウ 開札日以前に当該入札参加業者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者

- (11) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

3 入札参加の申込み及び入札参加資格の審査に関する事項

(1) 提出書類

この公告の工事の入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより次の書類を提出し、入札参加の申込みを行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ただし、紙入札方式による場合にあっては、この限りでない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 建設業許可証の写し

ウ 入札参加資格等確認資料（様式第2号・様式第3号・様式第4号）

エ 直近の総合評定値通知書の写し

(2) 申請書類提出方法

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 申請方法

入札参加資格審査申請は電子入札システムで行う。

(イ) 添付する書類

3(1)に定める書類

(ウ) 受付期間

令和8年8月7日（金）から令和8年9月2日（水）の午後5時までとする。

(エ) 留意事項

添付するファイルの容量は10MB以内に収めることとし、圧縮してもその容量が10MBに収まらない場合は、紙媒体により3(1)の書類一式を3(2)イに従い提出すること。この場合は、電子入札システムにより申請を行う際に、提出書類通知書（運用基準様式3）を送信すること。

イ 紙入札方式による場合

(7) 申請方法

紙媒体により提出書類一式を持参すること。

(イ) 提出書類

3(1)に定める書類

(ウ) 受付期間

3(2)ア(ウ)の期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。ただし、大洲市の休日を定める条例(平成17年大洲市条例第2号。以下「条例」という。)第1条に規定する休日を除く。

(エ) 提出場所

愛媛県大洲市大洲690番地の1

大洲市役所総務部財政契約課契約係 担当者：森野・古森

(3) 入札参加資格の通知

入札参加資格の有無について、下記のとおり通知する。なお、受付期間中に提出を要する書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ア 電子入札システムによる場合

令和8年9月7日(月)午後5時までに、電子入札システムにより通知する。

イ 紙入札方式による場合

令和8年9月7日(月)午後5時までに、様式第5号により電子メールで通知する。

4 入札参加資格の喪失に関する事項

3(3)により入札参加資格を認められた者であっても、開札日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、この公告の工事に係る入札に参加することはできない。

5 設計図書等の閲覧又は貸出しに関する事項

(1) 閲覧期間

令和8年8月7日(金)から令和8年9月7日(月)までとする。

(2) 閲覧場所

電子入札システムの入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という)により閲覧に供するものとする。

(3) 設計図書等の貸出し

紙入札による場合又はその他やむを得ない事情により入札情報公開システムにより閲覧が困難な場合は、下記により設計図書等の貸出しを行う。

ア 貸出期間

5(1)の期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。ただし、条例第1条に規定する市の休日を除く。

イ 貸出場所

愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所総務部財政契約課契約係 担当者：森野・古森

ウ 貸出し方法

電子媒体(CD-R等)で貸出しを行う。

なお、貸出しについては、設計図書貸出申請書(様式第 6 号)を提出し、貸出期間内に返却すること。入札情報公開システムにより設計図書等を閲覧する場合には、設計図書貸出申請書(様式第 6 号)の提出は不要である。

6 入札説明書、設計図書等についての質疑

(1) 電子入札システムによる場合

ア 提出期間

令和 8 年 8 月 7 日(金)から令和 8 年 8 月 24 日(月)の午後 5 時までとする。

イ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。この場合、電話にて質疑を提出した旨を連絡すること。

ウ 回答方法

随時、入札情報公開システムにて回答を公表する。紙入札方式による参加者がいる場合は、6(2)エにより別途回答を行う。

(2) 紙入札方式による場合

ア 提出期間

6(1)アの期間とする。

イ 提出方法

質疑書(様式第 7 号)を電子メールで送付すること。この場合、電話にて質疑を提出した旨を連絡すること。

ウ 提出場所

愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所総務部財政契約課契約係 担当者：森野・古森

電子メール keiyaku@city.ozu.ehime.jp

電話 0893-24-1725(内線 361・362)

エ 回答方法

随時、紙入札方式による入札参加者に対しては、電子メールにて回答を行い、電子入札システムによる参加者に対しては、6(1)ウにより回答を公表する。

7 現場説明

現場説明は実施しない。

8 入札書及び工事費内訳書の提出

(1) 共通事項

ア 入札書には、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

イ 入札回数は 1 回とする。

ウ 工事費内訳書

入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を作成し、入札書とあわせて提出すること。様式は自由であるが、記載内容については、直接工事費の内訳、共通仮設費及び現場管理費・一般管理費について明らかにすること。

なお、開札後における低入札価格調査に備えて、設計書に対応した詳細内訳書を作成しておくこと。

また、電子入札システムによる場合、工事費内訳書の添付のない入札は無効とし、紙入札方式による場合、工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加できないものとする。

(2) 電子入札システムによる場合

ア 提出方法

電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ番号(任意の 3 桁の数字)を入力の上、提出すること。

イ 添付書類

工事費内訳書

ウ 受付期間

令和 8 年 9 月 8 日(火)の午前 9 時から令和 8 年 9 月 10 日(木)の正午までとする。

エ 留意事項

添付するファイルの容量は 10MB 以内に収めることとし、圧縮してもその容量が 10MB に収まらない場合は、紙媒体により工事費内訳書のみを 8(2)ウの期間の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に財政契約課契約係まで持参すること。この場合、電子入札システムで入札書を提出する際に、提出書類通知書(運用基準様式 3)を添付すること。

(3) 紙入札方式による場合

ア 提出方法

入札書及び工事費内訳書を持参して提出すること。入札書と工事費内訳書は、入札件名、発注者名、参加者名及び「入札書」又は「工事費内訳書」と表示したそれぞれの封筒に入れて密封、封印し、「入札書及び工事費内訳書在中」の旨を表示した外封筒に入れて持参、提出すること。

入札書には、必ず電子くじ入力番号(任意の 3 桁の数字)を記載すること。(くじ入力番号記載のない場合は無効とする。)

代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

イ 提出期間

8(2)ウの期間の午前9時から午後5時までと(正午から午後1時までを除く。)する。

ウ 提出場所

愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所総務部財政契約課契約係 担当者：森野・古森

9 開札

(1) 日時

令和8年9月11日(金)午前10時

(2) 場所

大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所本庁舎 3 階第 2 会議室

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札方式による参加者で開札時の立ち会いを希望する者は、開札に立ち会うことができる。また、紙入札方式による参加者は開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

(2) 最低価格入札者の入札額が、低入札価格調査要領第3条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合は、落札者の決定を保留して入札を終了し、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した上で、落札者を決定し、その結果を後日通知する。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

(4) 低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、最低価格の入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 最低価格入札者が2者以上いる場合は、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札者を決定する。

(6) 落札者が決定した場合は、原則としてすべての入札参加者に対して、電子入札システムにて落札者決定の通知を行う。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては、個別通知は行わず、開札時に入札結果を口頭で伝えるものとする。なお、入札結果は、仮契約締結後、情報公開システムにおいて公表する。

11 契約条項に関する事項を示す場所

契約条項に関する事項は、大洲市役所総務部財政契約課(大洲市大洲 690 番地の 1)で閲覧することができる。

12 入札保証金

規則第 11 条の規定により、免除する。

13 入札の無効に関する事項

2 に掲げる資格を有しない者及び 3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに規則第 6 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札は無効とする。

なお、3(3)により入札参加資格を認められた者であっても、審査後、入札参加資格停止等の処分を受ける等、入札時点において 2 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 入札の中止

入札参加者が 2 者に満たない場合は、入札を中止する。

15 契約の成立要件

- (1) 契約の締結については、大洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年条例 74 号)第 2 条の規定に基づき、大洲市議会の議決を要する。そのため、落札後、仮契約書を締結し、議会の議決を得たときに仮契約が本契約となるものであり、議会の議決を得た日が本契約の成立年月日となる。
- (2) 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しない場合がある。

16 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 (低入札価格調査を経て締結した契約にあつては、請負代金の 10 分の 3)以上を納付するものとする。但し、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は契約保証金の納付を免除する。

17 支払条件

この公告の工事は、令和 8 年度から令和 13 年度までの継続費による工事である。

前払金、中間前払金及び部分払金を含む請負代金の支払いについては、各年度の予算の範囲内で、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 各会計年度における支払限度額、出来高予定額及び部分払の回数については、大洲市工事請負契約約款（以下「約款」という。）で明記するものとするが、この公告の工事における出来高予定額は、請負代金の令和 8 年度 12%、令和 9 年度 10%、令和 10 年度 15%、令和 11 年度 16%、令和 12 年度 41%、令和 13 年度 6 %程度を予定している。

なお、大洲市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 35 条、第 38 条、第 40 条から第 42 条中「債務負担行為」とあるのは「継続費」と読み替えて、同条の規定を準用する。

(2) 前払金

各会計年度の出来高予定額の 10 分の 4 に相当する額以内とする。

(3) 中間前払金

各会計年度の出来高予定額の 10 分の 2 に相当する額以内とする。

なお、部分払金を請求した後は、中間前払金を請求することができない（各会計年度末の部分払金を除く。）。

(4) 部分払金

規則第 53 条の規定によるものとし、中間前払金を請求した後は、部分払金を請求することができない（各会計年度末の部分払金を除く。）。

18 契約書作成の要否

要

19 異議の申立て

入札を行った者は、開札後、規則、約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 その他

- (1) 入札参加者は、規則、低入札価格調査要領及び大洲市建設工事入札者心得等を遵守すること。
- (2) 本工事の下請負人や使用する資材等の選定については、大洲市内の地域経済に配慮するものとする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 問い合わせ先

愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所総務部財政契約課契約係 担当者：森野・古森

電話 0893-24-1725(内線 361・362)

電子メール keiyaku@city.ozu.ehime.jp